

市川市耐震診断助成事業実施要綱

目 次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 木造住宅耐震診断士及びマンション耐震診断士の登録等

第1節 削除

第2節 木造住宅耐震診断士（第7条―第13条）

第3節 マンション耐震診断士（第14条―第20条）

第3章 耐震診断に要する費用の補助（第21条―第31条）

第4章 雑則（第32条・第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、市民が所有し、かつ、居住する住宅の耐震診断に要する費用の助成をすることにより、耐震改修の促進を図り、もって安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 地震に対する住宅の安全性を評価することをいう。

(2) 木造住宅 次に掲げる要件を満たす建築物をいう。

ア 市内に現に存する建築物であること。

イ 人の居住の用に供する建築物であること。

ウ 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が木材であること。

エ 在来工法（土台、柱、梁等を用いて組み立てられる工法をいう。）により建築されたものであること。

オ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。

カ 一戸建ての建築物又は併用住宅（当該併用住宅の延べ面積に対し、居住の用に供する部分の延べ床面積の占める割合が2分の1を超えるものに限る。）であること。

キ 他の者に賃貸しているものでないこと。

ク 地上階数が2以下であること。

ケ 第3章に規定する補助を受けた建築物でないこと。

コ 「誰でもできるわが家の耐震診断」（パンフレット）（国土交通省住宅局監修及び一般財団法人日本建築防災協会編集）による評点の合計が9点以下であること。

(3) マンション 次に掲げる要件を満たす建築物をいう。

ア 市内に現に存する1棟の建築物であること。

イ 人の居住の用に供する建築物で、専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭

和 37 年法律第 69 号) 第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいう。以下同じ。) の区分所有者 (同条第 2 項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。) が 2 人以上存するものであること。

ウ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物であること。

エ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること。

オ 地上階数が 3 以上であること。

カ 当該建築物の延べ床面積に対し、居住の用に供する部分の延べ床面積の占める割合が 2 分の 1 を超えること。

キ 延べ床面積が 1,000 平方メートル以上であること。

ク 第 3 章に規定する補助を受けた建築物でないこと。

ケ すべての専有部分の合計数に対し、現に居住の用に供する専有部分の合計数の占める割合が 5 分の 4 以上であること。

コ 設計図書 (建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 2 条第 6 項に規定する設計図書をいう。) のうち、構造に関する図書が現に存在すること。

(4) 住宅 木造住宅及びマンションをいう。

(5) 予備診断 国土交通省住宅局建築指導課が監修し、一般財団法人日本建築防災協会が発行した次に掲げる図書に定める予備調査をいう。

ア 2011 年改訂版耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説

イ 2017 年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説

ウ 2009 年改訂版既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説

エ 既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針

(6) 本診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成 7 年法律第 123 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 (平成 18 年国土交通省告示第 184 号) 別添第 1 の第 2 号の規定又は前号に掲げる指針等 (第 18 条第 1 項において「耐震診断指針等」という。) に基づく耐震診断 (予備診断を除く。) をいう。

第 2 章 木造住宅耐震診断士及びマンション耐震診断士の登録等

第 1 節 削除

第 3 条から第 6 条まで 削除

第 2 節 木造住宅耐震診断士

(登録)

第 7 条 この要綱に基づく補助金交付の対象となる木造住宅の耐震診断を行う者は、市長の登録を受けなければならない。

(登録を受けることができる者)

第 8 条 前条の登録を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 建築士 (建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士、同条第 3 項に規定する二級建築士及び同条第 4 項に規定する木造建築士をいう。以下同じ。) であって、市内の建築

士事務所（同法第23条第1項の規定により定める一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所をいう。以下同じ。）に勤務しているものとする。ただし、市長が耐震診断に関し相当の知識及び実績があると認めた者については、市内の建築士事務所勤務していることを要しない。

(2) 都道府県が開催する木造の建築物の耐震診断に関する講習会若しくは一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造の建築物の耐震診断に関する講習会又は市長がこれらと同等と認める木造の建築物の耐震診断に関する講習会の課程を修了していること。

(3) 前条の登録を受けることについて、勤務する建築士事務所の同意を得ていること。

（登録の申請）

第9条 第7条の登録を受けようとする者は、市川市木造住宅耐震診断士名簿登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 建築士の免許証の写し

(2) 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく建築士事務所の登録に係る通知書の写し

(3) 前条第2号に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（登録の実施等）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、同条各号に掲げる書類を確認し、第8条に規定する要件を満たしていると認めたときは、当該申請をした者を市川市木造住宅耐震診断士名簿（様式第2号）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者（以下「木造住宅耐震診断士」という。）に対し、市川市木造住宅耐震診断士登録証（様式第3号。以下「木造住宅耐震診断士登録証」という。）を交付するものとする。

3 登録の有効期間は、3年間とする。

4 前項の登録の有効期間は、当該登録を受けた者の申請により更新することができる。この場合において、当該更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前3月以内に、市川市木造住宅耐震診断士名簿登録更新申請書（様式第4号）に現に受けている登録に係る木造住宅耐震診断士登録証を添えて市長に提出しなければならない。

5 前項の規定による更新は、当該更新の申請をした者が現に有する木造住宅耐震診断士登録証と引換えに新たな木造住宅耐震診断士登録証を交付して行うものとする。

6 市長は、第1項の名簿を一般の閲覧に供するとともに、必要に応じてその写しを配布するものとする。

（遵守事項）

第11条 木造住宅耐震診断士は、精密診断法（国土交通省住宅局建築指導課が監修し、一般財団法人日本建築防災協会が発行した木造住宅の耐震診断と補強方法に定める精密診断法をいう。以下同じ。）により、木造住宅の耐震診断を行わなければならない。

2 木造住宅耐震診断士は、木造住宅の耐震診断を適正かつ円滑に行うため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 木造住宅の耐震診断を誠実に行うこと。
- (2) 木造住宅の耐震診断を行う際に、耐震診断を受ける者に対し、不当に耐震改修の勧誘をしないこと。
- (3) 木造住宅の耐震診断に関し知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。
- (4) 木造住宅の耐震診断に必要な知識の修得及び技能の維持向上に努めること。
- (5) 木造住宅の耐震診断を行うときは、木造住宅耐震診断士登録証を携帯し、関係人の求めがあったときは、これを提示すること。

(登録事項の変更等の届出等)

第12条 木造住宅耐震診断士は、登録を受けた事項に変更が生じたとき又は木造住宅耐震診断士登録証を紛失したときは、速やかに、市川市木造住宅耐震診断士登録事項変更等届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出（氏名の変更に係るものに限る。）があったときは、当該届出をした木造住宅耐震診断士に木造住宅耐震診断士登録証を提出させ、当該木造住宅耐震診断士登録証に記載された氏名を書き換えるものとする。

3 市長は、第1項の規定による木造住宅耐震診断士登録証の紛失の届出があったときは、当該届出をした者に対し、新たに木造住宅耐震診断士登録証を交付するものとする。

(登録の抹消)

第13条 市長は、木造住宅耐震診断士が次の各号のいずれかに該当するときは、当該木造住宅耐震診断士の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録の抹消の申出があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により第10条第1項の規定による登録を受けたとき。
- (4) 第11条第2項第2号又は第3号の規定に違反する行為その他木造住宅耐震診断士の業務に関し著しく不当な行為をしたと認められるとき。
- (5) 第8条第1号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (6) 登録の有効期間が満了したとき。

2 市長は、前項第3号及び第4号の規定により木造住宅耐震診断士の登録を抹消したときは、市川市木造住宅耐震診断士登録抹消通知書（様式第6号）を当該登録の抹消を受けた者に通知するものとする。

3 第1項の規定により木造住宅耐震診断士の登録を抹消された者（同項第2号の規定により木造住宅耐震診断士の登録を抹消された者にあつては、その親族、その者が勤務していた建築士事務所に勤務する者その他の関係人）は、速やかに、木造住宅耐震診断士登録証を市長に返還しなければならない。

第3節 マンション耐震診断士

(登録)

第14条 この要綱に基づく補助金交付の対象となるマンションの耐震診断を行う者は、市長の登録を受けなければならない。

(登録を受けることができる者)

第15条 前条の登録を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 建築士事務所に勤務している一級建築士(建築士法第2条第2項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。)であること。
- (2) 一般社団法人日本建築構造技術者協会から建築構造士としての認定を受け、若しくは建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士証の交付を受けていること又は過去3年以内にマンションの耐震診断及び耐震補強の設計の実績があること。
- (3) マンションの耐震診断を行うことができるようにするための都道府県が開催する耐震診断に関する講習会若しくは一般財団法人日本建築防災協会が開催する耐震診断に関する講習会又は市長がこれらと同等と認める講習会の課程を修了していること。
- (4) 前条の登録を受けることについて、勤務する建築士事務所の同意を得ていること。

(登録の申請)

第16条 第14条の登録を受けようとする者は、市川市マンション耐震診断士名簿登録申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 一級建築士の免許証の写し
- (2) 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく建築士事務所の登録に係る通知書の写し
- (3) 前条第2号に規定する建築構造士としての認定を受けていることを証する書類若しくは建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士証の写し又は過去3年以内のマンションの耐震診断及び耐震補強の設計の履歴を記載した書類
- (4) 前条第3号に規定する講習会の課程を修了したことを証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(登録の実施等)

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、同条各号に掲げる書類を確認し、第15条に規定する要件を満たしていると認めたときは、当該申請をした者を市川市マンション耐震診断士名簿(様式第8号)に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者(以下「マンション耐震診断士」という。)に対し、市川市マンション耐震診断士登録証(様式第9号。以下「マンション耐震診断士登録証」という。)を交付するものとする。

3 登録の有効期間は、3年間とする。

4 前項の登録の有効期間は、当該登録を受けた者の申請により更新することができる。この場合において、当該更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前3月以内に、市川市マンション耐震診断士名簿登録更新申請書(様式第10号)に現に受けている登録に係るマンション耐震診断士登録証を添えて市長に提出しなければならない。

5 前項の規定による更新は、当該更新の申請をした者が現に有するマンション耐震診断士登録証と引換えに新たなマンション耐震診断士登録証を交付して行うものとする。

6 市長は、第1項の名簿を一般の閲覧に供するとともに、必要に応じてその写しを配布す

るものとする。

(遵守事項)

第18条 マンション耐震診断士は、耐震診断指針等に定めるところにより、マンションの耐震診断を行わなければならない。

2 マンション耐震診断士は、マンションの耐震診断を適正かつ円滑に行うため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) マンションの耐震診断を誠実に行うこと。
- (2) マンションの耐震診断を行う際に、耐震診断を受ける者に対し不当に耐震改修の勧誘をしないこと。
- (3) マンションの耐震診断に関し知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。
- (4) 管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）からマンションの耐震診断の結果について説明を求められたときは、これに応ずること。
- (5) マンションの耐震診断に必要な知識の修得及び技能の維持向上に努めること。
- (6) マンションの耐震診断を行うときは、マンション耐震診断士登録証を携帯し、関係人の求めがあったときは、これを提示すること。

(登録事項の変更等の届出等)

第19条 マンション耐震診断士は、登録を受けた事項に変更が生じたとき又はマンション耐震診断士登録証を紛失したときは、速やかに、市川市マンション耐震診断士登録事項変更等届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出（氏名の変更に係るものに限る。）があったときは、当該届出をしたマンション耐震診断士にマンション耐震診断士登録証を提出させ、当該マンション耐震診断士登録証に記載された氏名を書き換えるものとする。

3 市長は、第1項の規定によるマンション耐震診断士登録証の紛失の届出があったときは、当該届出をした者に対し、新たにマンション耐震診断士登録証を交付するものとする。

(登録の抹消)

第20条 市長は、マンション耐震診断士が次の各号のいずれかに該当するときは、当該マンション耐震診断士の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録の抹消の申出があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により第17条第1項の規定による登録を受けたとき。
- (4) 第18条第2項第2号又は第3号の規定に違反する行為その他マンション耐震診断士の業務に関し著しく不当な行為をしたと認められるとき。
- (5) 第15条第1号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (6) 第15条第2号に規定する建築構造士としての認定を受けていることにより登録を受けた者にあつては、その認定の効力が失われたとき。
- (7) 登録の有効期間が満了したとき。

2 市長は、前項第3号及び第4号の規定によりマンション耐震診断士の登録を抹消したときは、市川市マンション耐震診断士登録抹消通知書（様式第12号）を当該登録の抹消を受けた者に通知するものとする。

3 第1項の規定によりマンション耐震診断士の登録を抹消された者（同項第2号の規定によりマンション耐震診断士の登録を抹消された者にあつては、その親族、その者が勤務していた建築士事務所に勤務する者その他の関係人）は、速やかに、マンション耐震診断士登録証を市長に返還しなければならない。

第3章 耐震診断に要する費用の補助

（費用の補助）

第21条 市長は、予算の範囲内において、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に基づき住宅の耐震診断に要する費用の一部について補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付については、規則に定めるもののほか、次条から第31条まで及び第33条に定めるところによる。

（補助対象者）

第22条 木造住宅の耐震診断に要する費用について前条の補助金（以下「木造住宅耐震診断費補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 自ら所有し、かつ、居住する木造住宅について、木造住宅耐震診断士による耐震診断を受けたこと。

(2) 木造住宅耐震診断士以外の建築士で、次に掲げる要件を満たしているものが行う耐震診断（精密診断法による耐震診断に限る。以下この号において同じ。）を受けたこと。

ア 市外の建築士事務所に勤務していること。

イ 耐震診断を行う木造住宅が自ら設計又は工事監理をした木造住宅であること。

ウ 設計又は工事監理をしたときと同じ建築士事務所に勤務していること。

エ 第8条第2号に規定する要件を満たしていること。

2 マンションの予備診断に要する費用について前条の補助金（以下「マンション予備診断費補助金」という。）の交付を受けることができるものは、第1号又は第2号のいずれかの要件を満たし、かつ、第3号から第5号の要件を満たしているものとする。

(1) マンション耐震診断士によるマンションの予備診断を受けたこと。

(2) マンション耐震診断士以外の者で、次に掲げる要件に該当するものが行うマンションの予備診断を受けたこと。

ア 第15条第1号から第3号までに規定する要件を満たしていること。

イ 予備診断を行うマンションの設計又は工事監理をしていること。

(3) 管理組合であること。

(4) 区分所有者の過半数の者が現に居住していること。

(5) マンションの予備診断を受けることについて、集会（建物の区分所有等に関する法律第3条の集会をいう。次項第5号において同じ。）の決議を経ていること。

3 マンションの本診断に要する費用について前条の補助金（以下「マンション本診断費補助金」という。）の交付を受けることができるものは、第1号又は第2号のいずれかの要件を満たし、かつ、第3号から第6号までの要件を満たしているものとする。

- (1) マンション耐震診断士によるマンションの本診断を受けたこと。
- (2) マンション耐震診断士以外の者で、次に掲げる要件に該当するものが行うマンションの本診断を受けたこと。

ア 第15条第1号から第3号までに規定する要件を満たしていること。

イ 本診断を行うマンションの設計又は工事監理をしていること。

- (3) 管理組合であること。
- (4) 区分所有者の過半数の者が現に居住していること。
- (5) マンションの本診断を受けることについて、集会の決議を経ていること。
- (6) マンションの予備診断（マンション予備診断費補助金の交付を受けたものに限る。）の結果、当該マンションの本診断を行う必要があると認められること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第23条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助金の区分に応じ、同表の中欄に掲げる補助対象経費及び同表の右欄に掲げる補助金の額に定めるとおりとする。

補助金	補助対象経費	補助金の額
木造住宅耐震診断費補助金	木造住宅の耐震診断（精密診断法による耐震診断に限る。）に要する費用のうち、木造住宅耐震診断士又は建築士に支払った額	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）。ただし、80,000円を限度とする。
マンション予備診断費補助金	マンションの予備診断に要する費用のうち、マンション耐震診断士又は一級建築士に支払った額	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）。ただし、34,000円を限度とする。
マンション本診断費補助金	マンションの本診断に要する費用のうち、マンション耐震診断士又は一級建築士に支払った額	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）。ただし、1,000,000円を限度とする。

（交付の申請）

第24条 規則第3条第1項の申請書は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ当該各号に定める申請書によるものとする。

- (1) 木造住宅耐震診断費補助金 市川市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式第13号）
- (2) マンション予備診断費補助金 市川市マンション予備診断費補助金交付申請書（様式

第14号)

(3) マンション本診断費補助金 市川市マンション本診断費補助金交付申請書(様式第15号)

2 木造住宅耐震診断費補助金に係る前項第1号の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) 木造住宅に係る登記事項証明書又は当該木造住宅の所有者が分かるもの
- (3) 木造住宅に係る建築確認通知書の写し又は当該木造住宅の建築年月日が分かるもの
- (4) 木造住宅の耐震診断に要する費用の見積書又はその写し
- (5) 誰でもできるわが家の耐震診断による耐震診断の評点が分かるもの
- (6) 第22条第1項第2号に規定する者の耐震診断を受ける場合にあっては、同号に規定する要件を満たしていることを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 マンション予備診断費補助金に係る第1項第2号の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) マンションに係る建築確認通知書の写し又は当該マンションの建築年月日が分かるもの
- (2) 配置図、平面図、立面図その他予備診断を行うマンションを確認することができる書類
- (3) マンションの用途及び階ごとの面積を確認することができる書類
- (4) マンションの構造関係図書の目次の写し
- (5) 区分所有権(建物の区分所有等に関する法律第2条第1項に規定する区分所有権をいう。)の目的となるマンションの部分の各用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表
- (6) マンションの登記事項証明書
- (7) 法人である管理組合にあっては、法人登記事項証明書
- (8) 管理組合の規約及び当該管理組合によるマンションの耐震診断を受けることの決議書
- (9) マンションの予備診断に要する費用の見積書又はその写し
- (10) 第22条第2項第2号に規定する者のマンションの予備診断を受ける場合にあっては、同号に規定する要件を満たしていることを証する書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

4 マンション本診断費補助金に係る第1項第3号の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) マンションの予備診断の結果の報告書の写し
- (2) マンションの本診断に要する費用の見積書又はその写し
- (3) 第22条第3項第2号に規定する者のマンションの本診断を受ける場合にあっては、同号に規定する要件を満たしていることを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

5 第1項の申請書は、住宅の耐震診断を受ける前に市長に提出しなければならない。

6 第21条第1項の補助金の交付を受けることができる者は、当該補助金の請求及び受領を当該補助金に係る耐震診断を行った耐震診断士等に委任することができる。

(補助金の交付の条件)

第25条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付を決定する際に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住宅の耐震診断が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告すること。

(2) 前号の規定による報告をしたときは、市長の指示に従うこと。

(3) マンション本診断費補助金にあつては、マンションの本診断の結果について、公的機関等（耐震診断の内容について確認等を行う公益法人等をいう。第29条第4項第4号において同じ。）の確認等を受けること。

(決定の通知)

第26条 規則第6条の規定による通知は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 木造住宅耐震診断費補助金 市川市木造住宅耐震診断費補助金交付可否決定通知書（様式第16号）

(2) マンション予備診断費補助金 市川市マンション予備診断費補助金交付可否決定通知書（様式第17号）

(3) マンション本診断費補助金 市川市マンション本診断費補助金交付可否決定通知書（様式第18号）

第27条 削除

(変更等の承認)

第28条 第26条の通知書（補助金の交付を可とするものに限る。）の交付を受けたものは、規則第8条の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅耐震診断費補助金 市川市木造住宅耐震診断費補助金補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第19号）

(2) マンション予備診断費補助金 市川市マンション予備診断費補助金補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第20号）

(3) マンション本診断費補助金 市川市マンション本診断費補助金補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第21号）

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上承認の可否を決定し、その旨を次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める通知書により前項の申請書を提出したものに通知するものとする。

(1) 木造住宅耐震診断費補助金 市川市木造住宅耐震診断費補助金補助事業（変更・中止・廃止）承認可否決定通知書（様式第22号）

- (2) マンション予備診断費補助金 市川市マンション予備診断費補助金補助事業（変更・中止・廃止）承認可否決定通知書（様式第 2 3 号）
- (3) マンション本診断費補助金 市川市マンション本診断費補助金補助事業（変更・中止・廃止）承認可否決定通知書（様式第 2 4 号）
（実績報告）

第 2 9 条 規則第 1 3 条の補助事業等実績報告書は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める実績報告書によるものとする。

- (1) 木造住宅耐震診断費補助金 市川市木造住宅耐震診断費補助金補助事業実績報告書（様式第 2 5 号）
- (2) マンション予備診断費補助金 市川市マンション予備診断費補助金補助事業実績報告書（様式第 2 6 号）
- (3) マンション本診断費補助金 市川市マンション本診断費補助金補助事業実績報告書（様式第 2 7 号）

2 木造住宅耐震診断費補助金に係る前項第 1 号の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 木造住宅の耐震診断の結果の報告書
- (2) 木造住宅の耐震診断の実施に関する契約書の写し
- (3) 木造住宅の耐震診断に要した費用の領収証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 マンション予備診断費補助金に係る第 1 項第 2 号の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) マンションの予備診断の結果の報告書
- (2) マンションの予備診断の実施に関する契約書の写し
- (3) マンションの予備診断に要した費用の領収書の写し
- (4) マンションの本診断に要する費用の見積書又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 マンション本診断費補助金に係る第 1 項第 3 号の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) マンションの本診断の結果の報告書及びその内容を要約した書類
- (2) マンションの本診断の実施に関する契約書の写し
- (3) マンションの本診断に要した費用の領収書の写し
- (4) マンションの本診断の結果について公的機関等の確認等を受けたことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

5 第 2 4 条第 6 項の規定により補助金の請求及び受領を耐震診断士等に委任するときは、第 2 項第 3 号、第 3 項第 3 号又は前項第 3 号に掲げる診断に要した費用の領収証の写しに代えて、当該診断に要した費用の請求書の写し及び当該費用の額から補助金の額を差し引いた額の領収証の写しを添付しなければならない。

6 第1項の実績報告書の提出期限は、次の各号に掲げる実績報告書の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 第1項第1号及び第2号の実績報告書 第26条第1号又は第2号の通知書の交付を受けた日から60日を経過する日又は当該通知書の交付を受けた日の属する年度の1月末日のいずれか早い日
- (2) 第1項第3号の実績報告書 第26条第3号の通知書の交付を受けた日の属する年度の1月末日
(額の確定の通知)

第30条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める通知書により補助金の交付の決定をしたものに通知するものとする。

- (1) 木造住宅耐震診断費補助金 市川市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書(様式第28号)
- (2) マンション予備診断費補助金 市川市マンション予備診断費補助金額確定通知書(様式第29号)
- (3) マンション本診断費補助金 市川市マンション本診断費補助金額確定通知書(様式第30号)
(交付の請求)

第31条 規則第16条の交付請求書は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める請求書によるものとする。

- (1) 木造住宅耐震診断費補助金 市川市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書(様式第31号)
- (2) マンション予備診断費補助金 市川市マンション予備診断費補助金交付請求書(様式第32号)
- (3) マンション本診断費補助金 市川市マンション本診断費補助金交付請求書(様式第33号)

2 第24条第6項の規定により委任を受けた者が、当該委任を受けた補助金の交付を受けようとするときは、前項の請求書に添えて、当該委任に係る委任状を提出するものとする。

第4章 雑則

(意識の啓発のための措置)

第32条 市長は、広報活動等を通じて、住宅の耐震診断及び耐震改修の促進並びに地震に対する住宅の安全性に関する市民の意識の啓発に関し必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第33条 この要綱に定めるもののほか、住宅の耐震診断及び補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月6日から施行する。ただし、第3章の規定は、同年10月1

日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、必要な補正をして使用することができる。